

あなたと県税

令和6年4月

広島県

★★自動車税とその減免について★★

自動車に関係する県税としては、自動車税環境性能割・自動車税種別割があります。

自動車税環境性能割は、自動車を取得した人に対して課税され、自動車税種別割は、県内において自動車を所有している人に対して課税されます。

自動車税環境性能割 (県税)

軽自動車税環境性能割 (市町税)



軽自動車税環境性能割は市町の税金ですが、当分の間は県が賦課徴収を行います。

◆ 納める人 (納税義務者)

新車・中古車を問わず、軽自動車・小型自動車・普通自動車を取得した人です。

ただし、割賦で購入した自動車で売主が所有権を留保しているものについては、自動車の買主が納税義務者となります。

◆ 納める税額

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{自動車の通常の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

自動車の通常の取得価額とは、自動車の取得のために通常要する価額をいいます。

無償で取得した場合や特別に安く買った場合にも、同車種の通常の取得価額によって課税されます。

この価額には、自動車と一体になっているもの (例えばオーディオ・カーナビ・エアコンなど) も含まれます。

◆ 税率

- 環境性能 (燃費性能) に応じて税率が定められています。
- 新車・中古車で税率に違いはありません。

★主な自動車の税率表

◎ 次世代自動車

対 象 自 動 車		税 率	
		自家用	営業用
電気自動車・燃料電池自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車	平成 30 年排出ガス基準適合(3.5t以下) 又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10%低減		
プラグインハイブリッド自動車 (※)			

※ プラグインハイブリッド自動車とは、ハイブリッド車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいいます。

◎ 乗用車(登録車) ガソリン車・ガソリンハイブリッド車・LPG車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和 12 年度燃費基準 85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
	令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ 乗用車(登録車) ディーゼル車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
平成 30 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 適合	令和 12 年度燃費基準 85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
	令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ バス(登録車) ガソリン車・ガソリンハイブリッド車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	令和2年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
平成 30 年排出ガス 基準 25%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 50%低減	令和2年度燃費基準 110%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準 105%達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ バス(登録車) ディーゼル車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 NOx・PM10%低減	令和2年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
平成 21 年排出ガス 基準適合	令和2年度燃費基準 110%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準 105%達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%
車両総重量 3.5t超			
平成 28 年排出ガス 基準適合 又は 平成 21 年排出ガス 基準 NOx・PM10%低減	平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	平成 27 年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎トラック(登録車) ガソリン車・ガソリンハイブリッド車

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 2.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
車両総重量 2.5t超 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス 基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準 95%達成	1%	0.5%
平成 30 年排出ガス 基準 25%低減 又は 平成 17 年排出ガス 基準 50%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ **トラック(登録車) ディーゼル車**

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 2.5t超 3.5t以下			
平成 30 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 NOx・PM10%低減	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準 95%達成	1%	0.5%
平成 21 年排出ガス基準適合	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
車両総重量 3.5t超			
平成 28 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 NOx・PM10%低減	平成 27 年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	平成 27 年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	平成 27 年度燃費基準+5%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		3%	2%

◎ **乗用車(軽自動車) ガソリン車・ガソリンハイブリッド車**

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
上記に該当しないもの		2%	2%

◎ **トラック(軽自動車) ガソリン車・ガソリンハイブリッド車**

対 象 自 動 車		税 率	
排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
車両総重量 2.5t以下			
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	令和4年度燃費基準 105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記に該当しないもの		2%	2%

◆ 課税標準の特例

次の対象自動車を初回新規登録で取得した場合、特例措置があります。

◎ **バリアフリー車両**（令和7年3月31日までに取得した場合）

対 象 自 動 車		特 例 措 置 (取得価額から控除する額)
区 分	用 途 等	
ノンステップバス	一般乗合・一般貸切事業用	1000万円控除
リフト付きバス	一般乗合・一般貸切事業用 定員30人以上の空港アクセスバス	800万円控除
	一般乗合・一般貸切事業用 定員30人以上の 空港アクセス以外のバス	650万円控除
	一般乗合・一般貸切事業用 定員30人未満	200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	事業用	100万円控除

◎ **先進安全自動車(ASV)**

装 備 等	対 象 自 動 車			特例措置 (取得価額から控除する額)
	区 分	車 両 総 重 量	取 得 の 時 期	
側方衝突警報装置搭載及び 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者 検知機能付き)搭載	トラック (※1)	8t超	R5.4.1～R6.4.30	350万円控除
側方衝突警報装置搭載	トラック (※1)	8t超	R5.4.1～R6.4.30	175万円控除
衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)搭載	バス等 (※2)	—	R5.4.1～R7.3.31	175万円控除
	トラック (※1)	3.5t超	R5.4.1～R7.3.31	

※1 トレーラーを除く。

※2 乗車定員10人以上で立席のないもの。

◆ 納税の方法

- 自動車の登録をするときや軽自動車の使用の届出をするときに申告して納めます。
- 証紙代金収納計器により税相当額の収納印の表示を受けた申告書を運輸支局等内にある西部県税事務所観音庁舎又は東部県税事務所松永庁舎の窓口提出することによって、納税します。(ただし、広島運輸支局での軽自動車に係る申告は、広島県軽自動車協会内の窓口で行います。)
- 申告納付したことを証する書類として、納税済証を交付しています。

◆ 課税されない場合

- 通常の取得価額が50万円以下のとき
- 相続により取得したとき
- 法人の合併などにより取得したとき
- 所有権留保売買の所有権が売主から買主に移転したときなど

自動車税種別割



◆ 納める人（納税義務者）

自動車（軽自動車は除く。）の所有者が納税義務者です。

ただし、割賦で購入した自動車で売主が所有権を留保しているものについては、自動車の買主が納税義務者となります。

◆ 納税の時期と方法

☆ 通常の場合

4月1日現在の所有者は、県税事務所から5月上旬に送付される納税通知書によって、毎年5月31日（31日が土日の場合は翌月曜日）までに、4月から翌年3月までの年税額を納税することになります。

☆ 年途中で自動車を買った場合

4月1日から翌年2月末日までの間に自動車を購入したとき（新規で登録したとき）は、購入した月の翌月から3月までの月割税額に相当する証紙代金を支払い、申告書にその金額の収納印の表示を受けることによって納税します。

翌年度分からの自動車税種別割については、上記「通常の場合」と同じように納税します。

☆ 所有者の変更をした場合

4月1日から翌年3月31日までの間に所有者（所有権を留保されている場合の使用者を含む。）の変更があった場合は、その年度分は旧所有者に課税されます。

☆ 県外へ移転した場合

4月1日から翌年3月31日までの間に県外へ移転した場合は、その年度分は広島県で課税されます（月割り計算による税金の還付はありません。）。

◆ 税率

○ 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて定められています。

○ 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車については、税率が引き下げられています。

※ ただし、令和元年9月30日までに海外で運行の用に供されたことがある輸入乗用車については、自動車検査証上の初回新規登録が令和元年10月1日以後であっても、令和元年9月30日以前の初回新規登録の税率が適用されます。

主な自動車の税額は8～9ページをご覧ください。

◆ グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、次のような税制上の特例措置が設けられています。

1 環境負荷の小さい自動車（自動車税種別割が軽課となるもの）

令和5年4月1日から令和8年3月31日（「概ね50%軽課」は令和7年3月31日）までに、新車で新規に登録された次の自動車は、登録の翌年度のみ自動車税種別割が安くなります。

対 象 自 動 車		税 率	
電気自動車・燃料電池自動車		通常の税率より概ね75%軽課	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車		平成21年又は22年排出ガス基準NOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合	
ガソリン車・LPG車 (営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準50%低減車 又は平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	通常の税率より概ね50%軽課
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	
クリーンディーゼル車 (営業用乗用車に限る。)	平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	通常の税率より概ね75%軽課
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	通常の税率より概ね50%軽課

(注) 新車で新規に登録する際に月割りで納付する当該年度の自動車税種別割については、安くはなりません。

2 環境負荷の大きい自動車（自動車税種別割が重課となるもの）

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税種別割が高くなります。

区 分	対 象 自 動 車	税 率	
		・乗用車 ・三輪の小型自動車 ・キャンピング車	・トラック・バス ・特種用途車 (キャンピング車を除く。)
ガソリン車 LPG車	新車新規登録の日から13年を経過 …平成23年3月31日までに 新車新規登録された自動車 ＜令和6年度課税分＞	通常の税率より概ね15%重課	通常の税率より概ね10%重課
ディーゼル車	新車新規登録の日から11年を経過 …平成25年3月31日までに 新車新規登録された自動車 ＜令和6年度課税分＞		

(注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

(注2) 中古車の状態で輸入される自動車については、自動車検査証上の新車新規登録年月により経過期間を算定します。

(注3) 重課対象自動車を新規登録した場合、月割りで納付する自動車税種別割についても重課対象となります。

◆ 申告・登録について

- 次の場合は、必ず西部県税事務所観音庁舎（広島運輸支局内）又は東部県税事務所松永庁舎（福山自動車検査登録事務所内）へ15日以内に申告してください。

自動車を買ったとき、
売ったとき

自動車が使用できなくな
ったとき

自動車の定置場を
変更したとき

自動車検査証の記載
事項に変更があった
とき

- 自動車を売却した場合、事故などのため解体処分した場合でも、運輸支局等で移転登録（名義変更）や抹消登録の手続きを行わないと、いつまでも自動車税種別割が課税されますので、必ず登録手続きを行ってください。
また、住所などを変更されたときも、速やかに運輸支局等で変更登録を行ってください。
- 登録手続きのお問い合わせは、テレホンサービスをご利用ください。

・中国運輸局広島運輸支局	050-5540-2068
・福山自動車検査登録事務所	050-5540-2069

◆ 自動車税種別割の還付について

4月1日から翌年2月末日までの間に抹消登録をしたときは、その抹消登録をした月の翌月から3月までの月割で計算した金額が還付されます。(＜例＞10月に抹消登録した場合は、11月～3月までの5ヵ月分が還付されます。)

還付金の受取りには、便利な口座振替をご利用ください(証紙徴収分は除きます)。
口座の届出は電子申請でも受け付けています。

詳しくは、県ホームページをご確認ください。



◆ 継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書について

○ 国土交通省と広島県のシステム連携により、自動車税種別割の納付確認が電子化されており、継続検査及び構造等変更検査時に必要な納税証明書の提示が省略できます。(納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税種別割(延滞金を含む)の未納がない場合に限りです。)

○ **ただし、自動車税種別割を納付後すぐに継続検査及び構造等変更検査を受ける方は、納税証明書の提示が必要です。**

また、納付確認のための情報がシステムに反映されるまでに、納付日から概ね1週間から10日程度の日数が必要となります。この間に継続検査及び構造等変更検査を受ける方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付していただき、納税通知書添付の納税証明書をご提示ください。**地方税お支払サイトやスマホ決済アプリ、ペイジーで納付された場合は、納税証明書が発送されませんのでご注意ください。**

なお、口座振替で納められた方は、この間に継続検査及び構造等変更検査を受ける場合でも納税証明書の提示を省略できます。

○ 納税証明書は、県内いずれの県税事務所(分室)でも申請できます。申請は、なるべく午後4時30分までをお願いします。

領収済通知書 (払込取扱票)	納付書兼 払込金受領証	納税通知書 兼領収証書	納税証明書	納税証明書は、自動車税種別割を納めたとき、領収印を受けることによって効力が生じます。この証明書は、納付時期によっては、継続検査及び構造等変更検査用納税証明書として必要となる場合があります。納税証明書の提示が省略できる場合でも、納税確認のために自動車検査証と一緒に保管されると便利です。 なお、継続検査及び構造等変更検査用納税証明書は、延滞金を含めて納税しないと原則発行できません。
領収印	領収印	領収印	領収印	
← 本人の保管 →				

★主な自動車の税額表

【自家用 乗用車】

区 分	年 税 額 (円)			
	令和元年10月1日以後に 初回新規登録		令和元年9月30日以前に 初回新規登録	
	通常の税額	75%軽減	通常の税額	重 課
総排気量 1.0ℓ以下	25,000	6,500	29,500	33,900
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	8,000	34,500	39,600
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000	9,000	39,500	45,400
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	11,000	45,000	51,700
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000	12,500	51,000	58,600
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	14,500	58,000	66,700
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500	16,500	66,500	76,400
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	19,000	76,500	87,900
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000	22,000	88,000	101,200
〃 6.0ℓ超	110,000	27,500	111,000	127,600

【自家用 トラック】

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課
最大積載量 1t以下	8,000	2,000	8,800
〃 1t超 2t以下	11,500	3,000	12,600
〃 2t超 3t以下	16,000	4,000	17,600
〃 3t超 4t以下	20,500	5,500	22,500
〃 4t超 5t以下	25,500	6,500	28,000
〃 5t超 6t以下	30,000	7,500	33,000
〃 6t超 7t以下	35,000	9,000	38,500
〃 7t超 8t以下	40,500	10,500	44,500
〃 8t超 9t以下	46,800	12,100	51,400
〃 9t超 10t以下	53,100	13,700	58,300

【営業用 乗用車・トラック】

区 分	年 税 額 (円)				
	通常の税額	75%軽課	50%軽課	重 課	
乗 用 車	総排気量 1.0ℓ以下	7,500	2,000	4,000	8,600
	〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	2,500	4,500	9,700
	〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	9,500	2,500	5,000	10,900
	〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	3,500	7,000	15,800
	〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	15,700	4,000	8,000	18,000
	〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	4,500	9,000	20,500
	〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	20,500	5,500	10,500	23,500
	〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	6,000	12,000	27,100
	〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	27,200	7,000	14,000	31,200
	〃 6.0ℓ超	40,700	10,500	20,500	46,800
ト ラ ッ ク	最大積載量 1t以下	6,500	2,000	3,500	7,100
	〃 1t超 2t以下	9,000	2,500	4,500	9,900
	〃 2t超 3t以下	12,000	3,000	6,000	13,200
	〃 3t超 4t以下	15,000	4,000	7,500	16,500
	〃 4t超 5t以下	18,500	5,000	9,500	20,300
	〃 5t超 6t以下	22,000	5,500	11,000	24,200
	〃 6t超 7t以下	25,500	6,500	13,000	28,000
	〃 7t超 8t以下	29,500	7,500	15,000	32,400
	〃 8t超 9t以下	34,200	8,700	17,400	37,500
	〃 9t超 10t以下	38,900	9,900	19,800	42,600

※ このほか、電気自動車、キャンピング車、バス・特種用途車などについても、低燃費・排出ガス性能及び排気量、最大積載量、乗車定員、用途などにより税額が決められています。

詳しくは、県ホームページをご確認ください。



障害者の方等が使用する自動車に対する減免

広島県では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が積極的に社会活動に参加できるよう税制面から配慮し、一定の要件を満たす自動車については、自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）を申請によって減免することとしています。軽自動車税環境性能割は市町の税金ですが、当面の間、県が賦課徴収を行うため、県に減免申請をしていただきます。

◆ 減免の対象となる自動車（自家用車に限る）

次の表の（ア）～（オ）のいずれかに該当する自動車が減免の対象となります。

区分	自動車の所有（取得）者	運転者	使用の目的	障害の程度
（ア）	本人	本人	特に問わない。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で下の表にあてはまる人
（イ）	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業等のため (注1)にもっぱら使用(注2)すること。	
（ウ）	本人	家族		
（エ）	家族	家族		
（オ）	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員			

(注1)「本人の通学、通院、通所、生業等のため」とは、本人（身体障害者等）が乗車されることをいいます。

(注2)「もっぱら使用」とは、本人（身体障害者等）の移動手段として自動車を使用する割合が全用途に対して50%以上のものをいいます。

(注3)「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

◆ 減免の対象となる障害の程度

区 分			障 害 の 程 度	
			本人が運転する場合	家族又は常時介護者が運転する場合
視 覚 障 害	身体障害者	級	2～4	1～4
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴 覚 障 害	身体障害者	級	2、3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1、2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～3
		款症	1～3（旧1～旧2）	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3、5	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～4
		款症	1～3（旧1～旧2）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	1、2	
	移動機能		1～6	1～3
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1、3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
	戦傷病者	項症	特別～2（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
知的障害者			Ⓐ、A	
精神障害者			1級	

(注4) 下肢不自由及び体幹不自由の戦傷病者のカッコ書は、昭和28年法律第155号で改正される前の基準です。

◆ 減免申請の手続

減 免 区 分	必 要 書 類 等
(ア) ～ (オ) 共通	○減免申請書 ○免許証（原本又は両面の写し） ○身体障害者手帳等（原本又はすべてのページの写し） ○自動車検査証（写し） ○これまで減免を受けていた場合は、その自動車の移転登録（名義変更）後の自動車検査証又は抹消登録後の登録識別情報等通知書等（写し）
(イ) ～ (エ) の場合	○本人（身体障害者等）と別居の場合は、生計を一にすることを証する書類（健康保険証の写し等）
(オ) の場合	○運行計画書、運行証明書、誓約書

- 減免は自動車税種別割の賦課期日（4月1日午前零時）時点で要件の判定を行います。ただし、年度の中で自動車を取得した際の証紙徴収に係る自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）については取得時点となります。
- 減免は身体障害者等1人につき、1台に限ります。これまで減免を受けている自動車に替えて、新たな自動車を取得して減免を申請する場合には、新しい自動車の登録後30日以内に減免を受けている自動車を移転登録（名義変更）又は抹消登録しないと、新しい自動車の減免はできません。
- 減免申請書は、その納税通知書発付の日又は新規・移転登録した日から60日以内に提出しなければなりません。
減免申請は郵送のほか、電子申請でも受け付けています。

詳しくは、県ホームページをご確認ください。



- 賦課期日現在において、対象自動車の車検が切れている場合、自動車の運転者の運転免許証の有効期限が切れている場合、精神障害者保健福祉手帳等の有効期限が切れている場合は、減免の対象となりません。
- 減免決定後は、毎年1月下旬に減免申請事項に変更がないか現況確認を行い、現況報告があり申請事項に変更がなく使用状況が要件にあてはまる人や、変更があっても減免の対象となる人は、翌年度も継続して自動車税種別割を減免します。
- 減免決定後の調査により虚偽の申請その他の不正行為が判明した場合は、直ちに減免決定を取り消し、課税します。

◆ お問い合わせ先

課税や減免に関することは、お住まい・所在の市町を担当する県税事務所（本所）の担当課までお問い合わせください。

なお、西部県税事務所は、令和6年10月15日から広島市東区光町へ移転します。

移転後の電話番号などの情報は随時ホームページでご案内します。

※ 観音庁舎及び呉・廿日市・東広島各分室の場所・担当業務には変更はありません。 [Q 広島県 西部県税 移転 検索](#)

事務所名	担当課	電 話	所 在 地	お住まい・ 所在の市町
西部県税事務所 (本所)	自動車税課	0570-017-707 (注) (自動車税専用電話) ★082(513)5372 ★082(513)5374	〒730-0011 広島市中区基町10-23 (令和6年10月15日から) 〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14 ※ 移転後、電話番号が変わります。 ホームページ等でご確認ください。	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡
	観音庁舎 〔証紙分〕	082(232)7694	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)	
	呉分室	0823(22)5400(代)	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	
	廿日市分室	0829(32)1181(代)	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	
	東広島分室	082(422)6911(代)	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	
東部県税事務所 (本所)	課税第二課	★084(921)1310	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	三原市 尾道市 福山市 府中市 世羅郡 神石郡
	松永庁舎 〔証紙分〕	084(933)3171	〒729-0115 福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)	
	尾道分室	0848(25)2011(代)	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	
北部県税事務所 (本所)	課税課	0824(63)5181(代)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	三次市 庄原市
税 務 課		082(513)2327	730-8511 広島市中区基町10-52	—

(注) IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。

★082-513-5372、★082-513-5374 をご利用ください (★印はダイヤルインです)。

- 分室では、身体障害者等に対する減免申請の受付や納税の受付、納税証明書の発行などを行っています。
- 自動車税種別割に関する簡易なご質問は、「自動車税テレホンサービス」をご利用ください。

自動車税テレホンサービス (24時間音声ガイダンス)	0570(064)531 IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。
----------------------------	--

- 県ホームページには、自動車税の情報をまとめたページがありますので、ご覧ください。

